

浜松市若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付要綱

(目的)

第1条 浜松市は、将来子どもを産み育てることを望むがん患者等の経済的負担の軽減を図るため、妊孕性温存治療に要する費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金等交付規則（昭和55年3月31日浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 妊孕性温存治療

生殖機能が低下する又は失う可能性のあるがん治療等に関して精子、卵子又は卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。

(2) ガイドライン

「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン 2017年版」（一般社団法人日本癌治療学会編）をいう。

(3) 保険適用外

医療を受けるにあたり、医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けることができず、その費用が全額自己負担となる場合をいう。

(4) 妊孕性温存治療開始日

精子、卵子又は卵巣組織の採取のために治療を開始した日をいう。

(5) 凍結保存時

精子、卵子、胚（受精卵）又は卵巣組織を凍結保存した日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ第2項又は第3項に掲げる要件を全て満たす者のうち市税を完納している者とする。

(1) 妊孕性温存治療の凍結保存時に43歳未満の者

(2) 申請時において浜松市に住所を有する者

(3) 本事業の補助対象となる費用について、「不妊に悩む方への特定治療支援事業（平成21年3月5日付け20文科初第1279号、雇児発第0305005号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）」に基づく助成を受けていない者

(4) 静岡県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師

により、妊孕性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者。ただし、子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。また、妊孕性を低下させる恐れのある原疾患治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。

2 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業（以下、「国制度」という。）による補助を受けている場合

(1) 以下のいずれかに該当する原疾患の治療を受けている者

ア ガイドラインの妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療

イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等

ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等

エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

(2) 別表1(1)に示す医療機関において妊孕性温存治療を受けた者

(3) 妊孕性温存治療の研究への臨床情報等の提供をすることに同意する者。ただし、補助の対象者が未成年者である場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者または未成年後見人が同意した場合とする。

3 国制度による補助を受けていない場合

(1) ガイドラインに基づき、がん治療等により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された者

(2) 別表(2)に示す医療機関において妊孕性温存治療を受けた者

4 前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

(1) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(2) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、妊孕性温存治療に要する費用とし、治療に要する費用（初回の保存に要する費用を含む。）に限るものであること。また、当該費用が保険適用外となる場合に限るものとする。

2 前項で定める補助対象経費には、入院費、入院時の食事代等治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持（2回目以降）に係る費用を含まないものとする。

3 第1項で定める治療に要する費用には、患者の状態により医師の判断で妊孕性温存治療を中止した場合、それまでに要した費用を含めることができるものとする。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、前条に定める補助対象経費の範囲内において市長が定める額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。ただし、補助対象者1人につき通算2回を限度とする。

(1) 国制度による補助を受けている場合

ア 胚(受精卵)凍結保存 1件当たり50,000円

イ 未受精卵凍結保存 1件当たり200,000円

(2) 国制度による補助を受けていない場合

ア 精子凍結保存 1件当たり25,000円

イ 精巣内精子採取術による精子凍結保存 1件当たり350,000円

ウ 胚(受精卵)、未受精卵又は卵巣組織凍結保存 1件当たり400,000円

(補助の申請)

第6条 補助対象者で補助金の交付を受けようとする者(補助対象者が未成年である場合はその親権者または未成年後見人。)(以下「申請者」という。)は、妊孕性温存治療終了後、妊孕性温存治療費補助金交付申請書(様式第1号)により、次の書類を添え、市長に申請しなければならない。

(1) 若年がん患者妊孕性温存治療支援事業費補助金交付申請に関する証明書(妊孕性温存治療実施医療機関)(様式第2号)及び若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付申請に関する証明書(原疾患治療実施医療機関)(様式第3号)

(2) 補助の対象となる妊孕性温存治療費の領収書

(3) 市税納付・納入確認同意書(様式第4号)

(4) 暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請期限については、妊孕性温存治療に係る費用の支払日の属する年度末までとする。ただし、妊孕性温存治療実施後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに費用の補助の可否を決定するとともに、交付を決定したときは若年がん患者妊孕性温存治療費補助金交付通知書(決定及び確定)(様式第6号)により、不交付を決定したときは若年がん患者妊孕性温存治療費補助金の交付を行わない旨の通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(請求手続)

第8条 申請者は、前条の規定により交付の決定及び確定を受けたときは、速やかに若年がん患者妊孕性温存治療費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度から令和5年度までに交付する補助金のうち、妊孕性温存治療に係る費用の支払が令和3年度以降に行われた補助金について適用する。

別表 1

区分	妊孕性温存治療の内容	医療機関
(1)国制度による補助を受けている場合	胚（受精卵）凍結保存、未受精卵凍結保存	静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業実施要領第1(2)又は(3)の規定により指定される医療機関
(2)国制度による補助を受けていない場合	精子凍結保存、精巣内精子採取術による精子凍結保存	がん治療の担当医師又は温存治療の担当医師から紹介を受けた医療機関
	胚（受精卵）、未受精卵又は卵巣組織凍結保存	静岡県特定不妊治療費助成事業実施要領（平成16年4月1日子家第170号静岡県健康福祉部長通知）第1(2)又は(4)の規定により指定され、公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する見解（平成28年6月改定）」に準じて妊孕性温存治療を行う医療機関